

検査時における指示事項について

【 主な指示事項一覧表 】

平成 24 年 6 月現在

検査指導室

検査時における指示事項について

主な指示事項一覧表

分類	番号	内 容	頁
照査	1	着手時の設計図書の照査を工事打合簿等にして整理すること。	1~3
施工計画	2	各種作業主任者の選任を行い施工計画書に明示すること。	4~9
下請	3	下請業者(舗装、区画線等)がある場合、 ・下請負契約書(写)を提出すること。(変更契約時も忘れないように) ・下請負契約書(写)ではなく、注文書及び請書の交換のみによる場合は基本契約約款を添付すること。 ・下請の主任技術者資格を添付すること。	10~12
コリンズ	4	コリンズの登録は契約後10日以内に行い、変更が生じた場合も速やかに行うこと。	13~15
廃棄物	5	建設廃棄物処理委託契約書で契約期間と工程表での運搬の期間の整合性をはかっておくこと。(変更工程表と廃棄物処理契約書と整合を図ること)	16~18
	6	建設副産物の処分時には受入伝票の原本を提出すること。	19~20
	7	建設副産物の工事記録写真は、積み込み、運搬、処分地の施設名等を適切に撮影すること。	21
現場関連	8	圧縮強度試験成績書について打設箇所を記入すること。また、重要構造物については、強度管理と打設箇所の総括表を作成すること。	22~24
	9	スペーサーの材料承諾及び品質証明を提出する。	25
	10	材料(塗料、アスファルト乳剤等)の製造年月日がわかる資料を添付すること。(有効期限を経過したものは使用しないこと!)	26~28
写真	11	建設業許可標識、労災保険、建退共の写真の文字が判別できる様に撮影すること。	29~31
コンクリート	12	コンクリート供試体の採取箇所がわかる様に写真撮影をすること。(工事現場風景を入れる)	32
	13	コンクリート打継時にはレイターン処理の状況写真を撮ること。	33
	14	コンクリートの養生写真を添付すること。(養生用マット、ぬらした布、散水、湛水等)	34~36
コンクリート	15	コンクリートの強度試験について、4週強度及びサンプル採取等の破壊検査は請負者(現場代理人又は主任技術者等)において立ち会いすること。	37
法面	16	現場吹付法枠工でテストピースをコア抜きした写真を撮影しておくこと。(工事現場風景等を入れる)	38
	17	吹付工等の施工面状況写真及び跳ね返り処理状況の確認ができる写真を添付すること。また、処理等清掃後の状況確認ができる写真を添付すること。	39~40
塗装	18	塗装工事等塗料の攪拌状況の写真も添付すること。	41

検査時における指示事項について

主な指示事項一覧表

分類	番号	内 容	頁
土工	19	盛土締め固め厚さは定規を当てて厚さ確認すること。 (路体は30cm以下、路床は20cm以下ごと)	42~44
	20	○ プルーフローリングについては、路床盛土工、下層路盤工で行い、監督員の段階確認を行うとともに測定結果一覧表を整理すること。	45~ 52
舗装	21	アスファルト舗装の温度管理を適正に行うこと。	53~55
完成時	22	現場完成に伴う完成検査の受検前において、跡片付けの最終確認すること。	56

○印のある項目のイタリック書体部については、必須ではありませんが検査業務が円滑に行えるよう整理していただく事項です。

- 18 立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。
- 19 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 20 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 21 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 22 同等以上の品質とは、品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保障する品質の確認を得た品質、もしくは、監督員の承諾した品質をいう。
- 23 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 24 工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- 25 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む)の初日をいう。
- 26 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。
- 27 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 28 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- 29 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 30 SIとは、国際単位系をいう。
- 31 JIS 規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS 製品記号は、JIS の国際単位系(SI)移行(以下「新JIS」という。)に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS 製品記号に読み替えて使用出来るものとする。

第3 設計図書の照査等

- 1 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、請負者が備えるものとする。

7

2 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

第4 工程表

請負者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

第5 施工計画書

1 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

→ 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、発注者は、

表 1-2 一般的制限値

車両の諸元	一般的 制限 値
幅	2. 5m
長さ	12. 0m
高さ	3. 8m
重量 総重量	20. 0t (但し、高速自動車国道・指定道路について は、軸距・長さに応じ最大 25. 0t)
軸重	10. 0t
隣接輪重 の合計	隣り合う車輪に係る軸距 1. 8m 未満の場合は 18 t (隣り合う車輪に係る軸距が 1. 8m 以上で、かつ、 当該隣り合う車輪に係る軸重が 9. 5 t 以下の場合は 19 t)、1. 8m 以上の場合は 20 t
輪荷重	5. 0t
最小回転半径	12. 0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

第 36 諸法令の遵守

1 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 地方自治法 | (昭和 22 年法律第 67 号) |
| (2) 建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) |
| (3) 下請代金遅延等防止法 | (昭和 31 年法律第 120 号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) |
| (5) <u>労働安全衛生法</u> | (昭和 47 年法律第 57 号) |
| (6) 作業環境測定法 | (昭和 50 年法律第 28 号) |
| (7) じん肺法 | (昭和 35 年法律第 30 号) |
| (8) 雇用保険法 | (昭和 49 年法律第 116 号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) |
| (10) 健康保険法 | (昭和 11 年法律第 70 号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和 51 年法律第 33 号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成 3 年法律第 94 号) |

(労働安全衛生法)

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(労働安全衛生規則)

(作業主任者の選任)

第十六条 法第十四条 の規定による作業主任者の選任は、別表第一の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の中欄に掲げる資格を有する者のうちから行なうものとし、その作業主任者の名称は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 事業者は、令第六条第十七号 の作業のうち、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）又は電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の適用を受ける第一種圧力容器の取扱いの作業については、前項の規定にかかわらず、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号。以下「ボイラー則」という。）の定めるところにより、特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許を受けた者のうちから第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することができる。

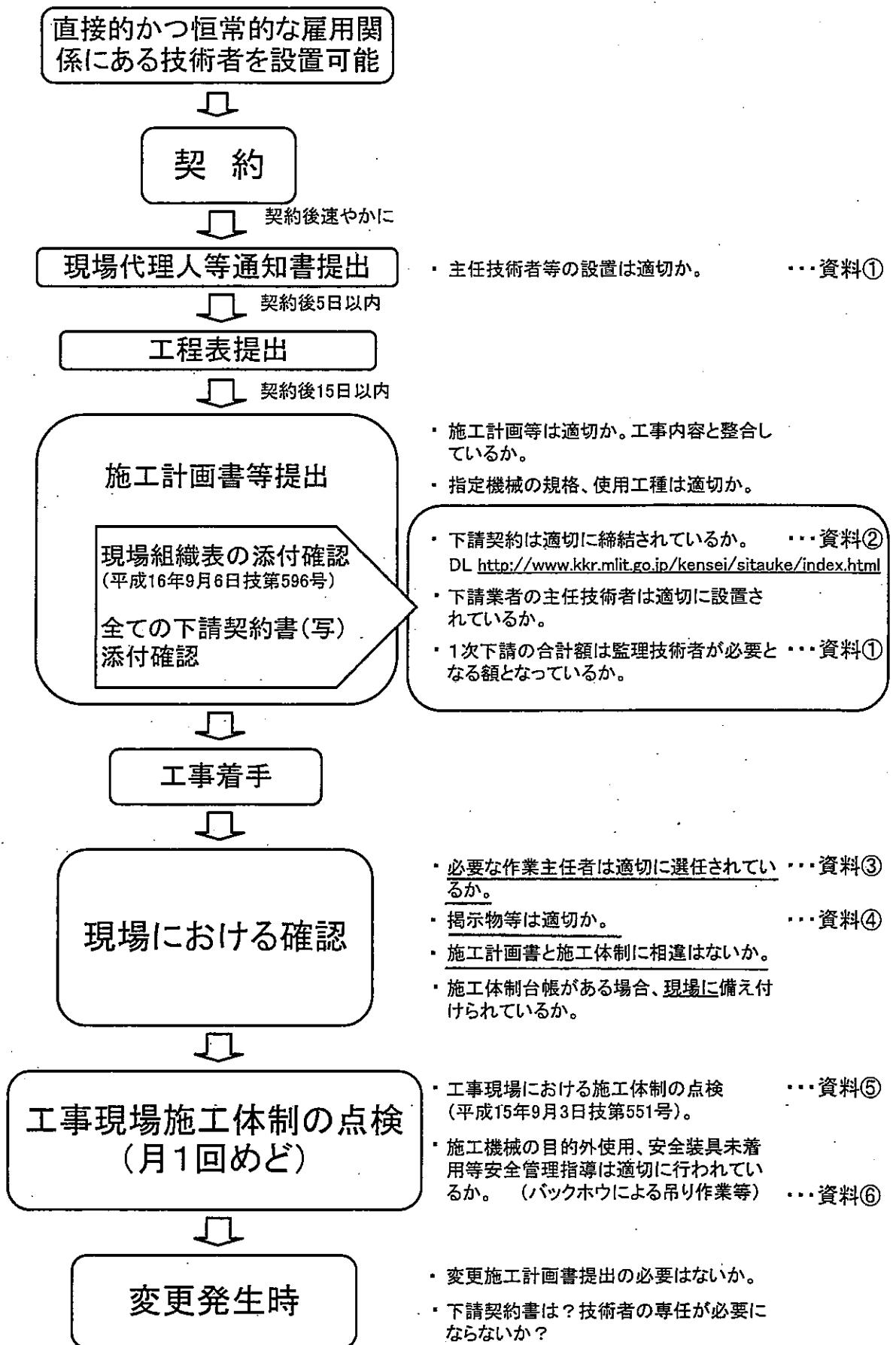
(作業主任者の職務の分担)

第十七条 事業者は、別表第一の上欄に掲げる一の作業を同一の場所で行なう場合において、当該作業に係る作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。

(作業主任者の氏名等の周知)

第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

施工体制の適正化等に関する主要な確認フロー図



作業主任者を選任する必要のある業務一覧

種類	作業主任者 名称	資格 種類	選任すべき作業(安衛法14条・令6条・安規16条)	令6条 号別	各規則 条文	職務 根拠	備考
解体	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	技能講習	コンクリート造工作物(高さ 5m以上)解体、破壊	15の5	安規 517の17	安規 517の18	
	コンクリート粉碎器作業主任者	技能講習	コンクリート粉碎器を用いる粉碎作業	8の2	安規 321の3	安規 321の4	
足場	足場の組立て等作業主任者	技能講習	つり足場、張出足場又は高さ 5m以上の足場の組立解体、変更(除く ゴンドラのつり足場)	15	安規 565	安規 566	
掘削作業	地山の掘削作業主任者	技能講習	掘削面の高さが 2m以上の地山掘削	9	安規 359	安規 360	
	土止め支保工作業主任者	技能講習	切ぱり、腹おこしの取付け又は取りはずし	10	安規 374	安規 375	
	採石掘削作業主任者	技能講習	掘削高さ 2m以上(採石法 2条の岩石の採取のための掘削)	11	安規 403	安規 404	
型わく作業	型わく支保工の組立て等作業主任者	技能講習	組立、解体(除く 建築物の柱、壁、橋脚、ずい道アーチ、側壁)	14	安規 246	安規 247	
	木材加工用機械作業主任者	技能講習	丸のこ、帯のこ、かんな盤、面取、ルーター 合計5台以上 但し、自動送材車式帯のこ含む場合 3台以上	6	安規 129	安規 130	
鉄骨	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	技能講習	建築物の骨組、又は塔で金属製の部材により構成される高さ 5m以上のものの組立、解体変更	15の2	安規 517の4	安規 517の5	
橋梁	鋼橋架設等作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であって金属製の部材により構成されるもの(高さが 5m以上又は橋梁支間 30m以上)の架設、解体又は変更	15の3	安規 517の8	安規 517の9	
	コンクリート橋架設等作業主任者	技能講習	橋梁の構造物であって、コンクリート造のもの(高さ 5m以上又は橋梁支間 30m以上)	16	安規 517の22	安規 517の23	
木造	木造建築物の組立て等作業主任者	技能講習	木造建築(軒の高さ 5m以上)部材組立、屋根下地、外壁下地の取付	15の4	安規 517の12	安規 517の13	
はい作業	はい作業主任者	技能講習	高さ 2m以上、はい付、はいくずし(除く ばら物荷、荷役機械運転のみ)	12	安規 428	安規 429	
ずい道	ずい道等の掘削等作業主任者	技能講習	ずい道掘削等、ずり積み、支保工組立(落盤、肌落防止用)、ロックボルト取付、コンクリート等吹付	10の2	安規 383の2	安規 383の3	
	ずい道等の覆工作業主任者	技能講習	ずい道等履行(型わく支保工)組立、解体、移動、コンクリート打設	10の3	安規 383の4	安規 383の5	
溶接	ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置(10以上の可燃性ガスの容器を導管により連結又は9以下は、水素若しくは溶解アセチレンは 400リットル以上、他は 1,000リットル以上)を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務	2	安規 314	安規 315	可燃性ガス令別表第1の5参照
酸欠	酸素欠乏危険作業主任者	技能講習	第1種及び第2種酸素欠乏場所における業務	21	酸欠則 11条	酸欠則 11条2	
高気圧作業	高圧室内作業主任者	免許	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を越える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業)	1	高圧則 10条	高圧則 10条2項	
プレス機械	プレス機械作業主任者	技能講習	動力プレス 5台以上	7	安規 133	安規 134	
乾燥設備	乾燥設備作業主任者	技能講習	(1) 乾燥設備内容積1m ³ 以上(令別表 第1危険物) (2) 危険物以外設備、熱源として燃料又は動力使用	8	安規 297	安規 298	
船内荷役	船内荷役作業主任者	技能講習	船舶荷積卸し、船舶内荷移動(除く 500t未満の船舶で貨か揚貨装置を用いない作業)	13	安規 450	安規 451	

作業主任者を選任する必要のある業務一覧

種類	作業主任者 名称	資格 種類	選任すべき作業(安衛法14条・令6条・安規16条)	令6条 号別	各規則 条文	職務 根拠	備 考
林業架線	林業架線 作業主任者	免許	次のいずれかの機械集材装置、運材索道の組立、解体変更、修理の作業又はこれらの設備による集運材作業 (1) 原動機定格出力 7.5kWを超えるもの (2) 支間の斜距離の合計が 350m以上のもの (3) 最大使用過重が 200kg以上のもの	3	安規 513	安規 514	
ボイラー等	ボイラー据付工事 作業主任者	技能講習	ボイラーの据付作業(除く 令1条4号の小型及び 令6条16号イ～ニ)	4	ボイラー 則 16	ボイラー 則 17	
	ボイラー取扱 作業主任者	ボイラー技 士免許等	ボイラー取扱業務(小型を除く→令1条4号) (1) 特級=伝熱面積合計 500m ² 以上(貢流のみ は除く) (2) 1級以上=伝熱面積合計 25以上 500m ² 未満 (貢流のみ 500m ² 以上) (3) 2級以上=伝熱面積合計 25m ² 未満 (4) 技能講習以上=令6条16号イからニまでのボ イラー	4	ボイラー 則24	ボイラー 則25	
	第一種圧力容器取扱 作業主任者	化学設備: 化学一圧 技能 化学以外: ボイラー技 士等	第一種圧力容器の取扱作業(除く 令1条6号の 小型圧力及び令6条17号イ・ロ)	17	ボイラー 則62	ボイラー 則63	
放射線	エックス線 作業主任者	免許	次の放射線業務但し医療用又は波高値による定 格電圧が1,000キロボルト以上のエックス線装置 使用は除く。 (1) エックス線装置の使用又はエックス線の発生 を伴う装置の検査業務 (2) エックス線管、ゲノロンのガス抜き又はエッ クス線発生を伴うこれらの検査業務	5	電離則 46条	電離則 47条	電離則48 により診 療放射線 技士等資 格者試験 免除あり
	ガンマ線透過写真撮 影作業主任者	免許	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真撮影の 作業	5の2	電離則 52の2	電離則 52の3	電離則52 の4同上
有機溶剤等	有機溶剤 作業主任者	技能講習	屋内作業場、タンク等で有機溶剤及び有機溶剤 の含有率が重量で5%をこえるものを取り扱う業務	22	有機則 19条	有機則 19条2	
	特定化学物質等 作業主任者	技能講習	令別表 第3の特定化学物質(1類、2類、3類)製 造又は取扱(除く 試験研究の取扱)	18	特化則 27	特化則 28	
	石綿作業主任者	技能講習	耐火建築物等の吹付石綿等の除去	23	石綿則 19条	石綿則 20条	
	鉛作業主任者	技能講習	鉛ライニング作業及び含鉛塗料が塗布された鋼 材の溶接、溶断作業又は含鉛塗料の書き落とし の作業等	19	鉛則 33条	鉛則 34条	
	四アルキル鉛 作業主任者	技能講習	令別表 第5の四アルキル鉛業務1号～6号 8号 四アルキル製造又は取扱(除く 試験研究の取 扱)	20	四アル キル鉛 則14	四アル キル鉛 則15	

(注) 酸欠主任者 第一種 令別表第6のうち第二種以外のもの 第二種 令別表第6第3号の3、第9号、第12号

表内略表記	正式名称
令	労働安全衛生法施行令
安規	労働安全衛生規則
酸欠則	酸素欠乏症等防止規則
高圧則	高気圧作業安全衛生規則
ボイラー則	ボイラー及び圧力容器安全規則
電離則	電離放射線障害防止規則
有機則	有機溶剤中毒予防規則
特化則	特定化学物質障害予防規則
石綿則	石綿障害予防規則
鉛則	鉛中毒予防規則
四アルキル鉛則	四アルキル鉛中毒予防規則

現場掲示物表示例

資料④

① 施工体系図	② 建設業の許可票	③ 労災保険関係成立票	④ 地山の掘削	⑤ 足場の組立て等
<p>この工事の元請業主は 建設共に加入しております</p> <p>この工事の元請業主は 建設共に加入しております</p>				

- ① 施工体系図
 - ② 建設業の許可票
 - ③ 労災保険関係成立票
 - ④ 建退共加人者証
 - ⑤ 作業主任者氏名等
 - ⑥ 道路使用、占用關係
- 施工体制台帳を作成する場合、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する元請及び下請全ての建設業許可票を公衆が見やすい場所に掲示する(大きさ40cm×40cm以上)見やすい場所に掲示、又は備えつける等の方法にて労働者に周知する(別添一参考)掲示し、建退共に加入している事を下請業者に周知する(大小2種どちらでも可)作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示道路使用許可・協議、道路占用許可がある場合、条件のどおり携帯、掲示等がなされているか

注文書及び請書による契約の締結について

〔 平成 12 年 6 月 29 日付け建設省経建発第 132 号 〕

〔 建設省建設経済局建設業課長通知 (各都道府県主務部局長宛て) 〕

建設業法(以下「法」という。)第 19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、建設業者間の実際の取引現場においては、注文書及び請書の形態により請書契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約にかかる法第 19 条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いします。

記

1 注文書・請書による請負契約を締結する場合において、次の(1)または(2)の区分に従い、それぞれ各号のすべての要件を満たすときは、法第 19 条第 1 項の規定に違反しないものであること。

(1) 当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合

- ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
- ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

(2) 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的事項欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的事項欄には、それぞれの個別的事項欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2 注文書・請書による請負契約を変更する場合において、当該変更内容が注文書及び請書の個別的事項に係るもののみであるときは、次によることができる。

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当該変更内容に注文書及び請書の個別的事項以外のものが含まれる場合には、当該事項の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付すること。

定建設業の許可を受けた者(以下「特定建設業者」という。)について準用する。この場合において、第六条第一項第五号中「次条第一号及び第二号」とあるのは「第七条第一号及び第十五条第二号」と、第十一條第四項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と、「同号ハ」とあるのは「同号イ、ロ又はハ」と、同条第五項中「第七条第一号若しくは第二号」とあるのは「第七条第一号若しくは第十五条第二号」と読み替えるものとする。

第三章 建設工事の請負契約

第一節 通則

(建設工事の請負契約の原則)

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

- 一 工事内容
 - 二 請負代金の額
 - 三 工事着手の時期及び工事完成の時期
 - 四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
 - 五 当当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
 - 六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
 - 七 価格等(物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)第二条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
 - 八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
 - 九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
 - 十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
 - 十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
 - 十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約その他の措置に関する定めをするときは、その内容
 - 十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他 の損害金
 - 十四 契約に関する紛争の解決方法
- 2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するとき

請負契約書の形態

■工事毎の個別契約による場合

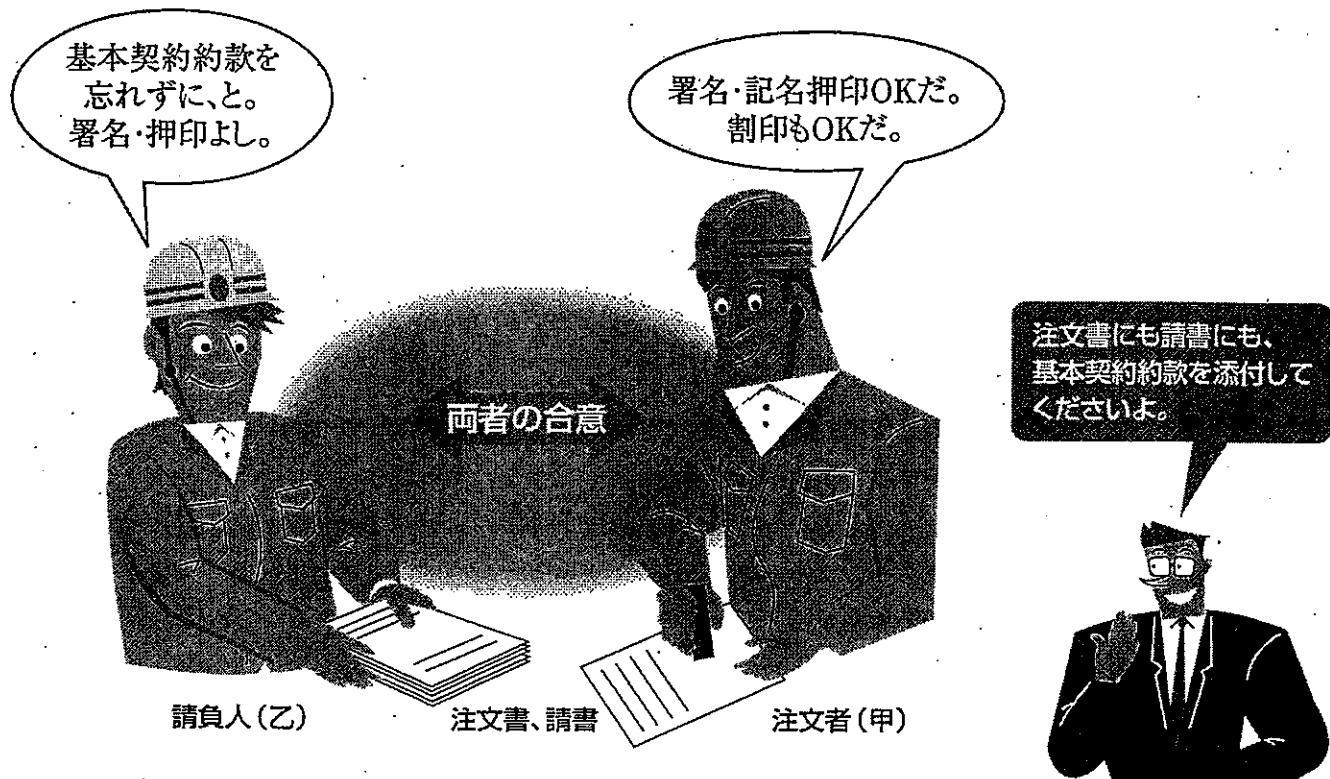
個別契約書には、前項の14項目(法第19条第1項各号。ただし、4.9及び12は必要に応じて)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。

■当事者間で基本契約書を締結した上で、具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合

- 1 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前項の14項目(法第19条第1項各号。ただし、4.9及び12は必要に応じて)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- 2 注文書及び請書には、前項の1~3(法第19条第1項第1号から第3号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- 3 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- 4 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

■注文書及び請書の交換のみによる場合

- 1 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
- 2 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、前項の14項目(法第19条第1項各号。ただし、4.9及び12は必要に応じて)に掲げる事項を記載してください。
- 3 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- 4 注文書及び請書の個別的記載欄には、前項の1~3(法第19条第1項第1号から第3号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- 5 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- 6 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印してください。



(14) その他

- 2 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
- 3 監督員が指示した事項については、請負者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第6 工事カルテ作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録申請しなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第7 監督員

- 1 当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
- 2 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

第8 現場技術員

請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 現場技術員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類(計画書、報告書、データ、図面等)の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。
- (2) 監督員から請負者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うがあるので、この際は監督員から直接指示又は、通知等があったものと同等である。

(参考)

技 第 73 号
平成 15 年 4 月 18 日

各所属長様

県土整備部長
(公印省略)

CORINS 対象工事の拡大にともなう登録について

このことについて、平成 15 年 3 月 26 日付 技第 343 号において、工事カルテ作成、登録対象範囲を工事請負代金額 500 万円以上の工事に拡大規定したところですが、その登録にあたり、下記のとおり運用するので通知します。

記

1. 請負金額 2,500 万円以上工事と請負金額 500 万円以上 2,500 万円未満工事の運用について

請負金額 2,500 万円以上工事

	登録の時期	登録するデータ
受注時登録	契約後 10 日以内	一般データ
途中変更時登録	変更契約後 10 日以内	一般データ
竣工時登録	完成後 10 日以内	一般データと技術データ
工事カルテの訂正手続き	登録したカルテ内容に誤りがあったとき	受注時登録データ訂正は一般データ 途中変更時登録データ訂正は一般データ 竣工時登録データ訂正は一般・技術データ

請負金額 500 万円以上 2,500 万円以下の工事

	登録の時期	登録するデータ
受注時登録	契約後 10 日以内	一般データ
途中変更時登録	—	—
竣工時登録	—	—
工事カルテの訂正 手続き	登録したカルテ内容に誤りが あったとき	一般データ
	請負金額に5割以上の増減 があり、工事が竣工するとき	一般データ

(注)契約後10日以内とは、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内。

2. 請負金額の変更による登録の取り扱いについて

当時の請負金額	→	変更契約後請負金額	変更契約に伴う登録内容
500 万円未満	→	500 万円以上 2,500 万円未満	500 万円以上 2,500 万円未満受注時 登録する。
	→	2,500 万円以上	2,500 万円以上受注時登録する。
500 万円以上 2,500 万円未満	→	500 万円未満	500 万円以上 2,500 万円未満受注時 登録を削除する。
	→	500 万円以上 2,500 万円 未満	工事竣工時に訂正手続きを行う。 請負金額 5 割 以上の増減
		請負金額 5 割 未満の増減	何もしません。
	→	2,500 万円以上	500 万円以上 2,500 万円未満工事登 録を削除後 2,500 万円以上工事とし て受注時登録する。
2,500 万円以上	→	500 万円未満	2,500 万円以上工事登録を削除す る。
	→	500 万円以上 2,500 万円未満	2,500 万円以上工事登録を削除後 500 万円以上 2,500 万未満工事とし て受注時登録する。

7 請負者は、契約書第 15 条第 9 項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、監督員の指示に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

第 19 工事現場発生品

請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

第 20 建設副産物

- 1 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事に当たっては、監督員の承諾を得なければならない。
- 2 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票(マニュフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
- 3 請負者は、平成 14 年 11 月 18 日付技第 215 号「建設副産物適正処理推進要綱」及び「再生資源の利用の促進について」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
- 4 請負者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 5 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
- 6 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督員に提出しなければならない。

第 21 監督員による検査(確認を含む)及び立会等

- 1 請負者は設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会に当たっては、あらかじめ別に定める立会願を監督員に提出しなければならない。
- 2 監督員は、工事が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。

建設廃棄物処理委託契約款

(許可証の提出等)

- 第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の図体書類を甲に提出しなければならない。
- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可届書
 - (2) 許可申請番号
 - (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

第2条 第1条は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報の端に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

1. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分についての必要な情報を、甲に提出しなければならない。
2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分についての必要な情報を、甲に提出しなければならない。
3. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分についての必要な情報を、甲に提出しなければならない。

(情報の提出)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の基準に従う場合はこの限りではない、この場合、甲は再委託が該当する。

(再委託の禁止)

第4条 第1条は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の端に記入し、乙及び丙に通知する。

第5条 甲、乙及び丙は、廃棄系統棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

第6条 1. 甲、乙及び丙は、丙に対する10ヶ月毎に廃棄物の処分が終了したときは、通常はく葉筋終了報告書を、丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所に記入し、甲に提出しなければならない。

(内容の変更)

第7条 1. 甲、乙又は丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、通常はく葉筋終了報告書を甲に提出しなければならない。

2. 丙は、中間処理後の最終処分の場所に変更が生じた場合は、甲に通知し、承認を得るか、又は変更契約を締結する。

3. 甲、乙又は丙は、甲が排出する廃棄物を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生じるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、変更契約を締結する。

(業務の調整)

第8条 1. 甲は、丙が、業務の遂行に際し第三第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機器保持)

第9条 甲、乙又は丙は、本契約に規定して業界上より得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第10条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することとする。

2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が行なった場合には、乙は、丙の責任に基づき、甲から引き渡されれば本契約を解除する。

3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は離承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第12条 乙又は丙が、業務の遂行に際し第三第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(機器保持)

第13条 甲、乙又は丙は、本契約に規定して業界上より得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解消)

第14条 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することとする。

2. 前項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理を乙が行なった場合には、乙は、丙の責任に基づき、甲から引き渡されれば本契約を解除する。

3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立ち入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(協議)

第15条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項についての規定する場合は、乙又は丙が離承せてもよい。

(本契約の成立を証するため)

第16条 甲は、乙又は丙は各自名前を記入する部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各自署名をしを保管する。(なお、甲は本書を契約終了の日から5年間保存する)

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に加入する処分契約の場合に記入)>

委託業務の内容	委託料金	運送料金	運送料金	運送料金	運送料金	運送料金	運送料金

協議事項

1. 甲は、乙又は丙は、委託業務の内容に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 甲は、建設廃棄物処理委託契約書(以下「約款」という。)の定め並びに法に基づき、次のとおり支払う。
3. 丙は、約款の定め並びに法に基づき、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。
2. 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト(紙並びに電子を含む)にて許可された車両で運搬終了を確認後、収集運搬料金を支払う。

2) 甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
3. 収集運搬及び処分に際する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になつた場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

参考資料

1. 文書名(仮称)契約書についての付録	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
2. 計算式	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
3. 料金	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
4. 料金	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
5. 料金	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金

1. 文書名(仮称)契約書についての付録	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
2. 計算式	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
3. 料金	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
4. 料金	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
5. 料金	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金

1. 文書名(仮称)契約書についての付録	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
2. 計算式	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
3. 料金	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
4. 料金	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金
5. 料金	規制範囲	料金	料金	料金	料金	料金	料金

〔委託業務の内容〕

経緯・工期変更
など忘れず!

1. 工事名						
2. 排出場所						
3. 委託期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
4. 稽査・保管施設経由の有無	(有・無)					
5. 施設の内容						

b) 構造・保管施設に搬入する施業物の種類

品目	単位	数量	運搬方法	搬入日	搬出日	搬出場所	搬出方法	保管場所	保管方法
コンクリートがら	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
アスファルト	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
コシクリートがら	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
その他がれき類	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
ガラスくず・ガラスくず	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
及び陶磁器くず	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
既プラスチック類	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
金属くず	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
紙くず	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
木くず	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
繊維くず	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
砕石骨ボード	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
集成汚泥	円/lt. 吨	t, m ³	脱水・埋立	t, m ³	t, 0 / 日				
混合品のみ	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
管理品合せ	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
その他	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
特石綿等	円/lt. 吨	t, m ³	溶解・埋立	t, m ³	t, 0 / 日				
管	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
瓦	円/lt. 吨	t, m ³	搬入・搬出	t, m ³	t, 0 / 日				
合計予定数量	(t, 0)								
合計予定金額	収集運搬(a) × (t, 0)	処分(b) × (c)	必要な情報(性状及び特徴等)*						
事前協議の要否	要否	要否							

注記: 处理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいすれか一つを記入する。
*: 性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。

〔丙での中間処理後の最終処分(再生含む)場所(予定)〕

I. 丙での再生品目						
II. 丙からの再生品目	「委託業務の内容」記載のとおり					
III. 丙からの最終処分(委託)先	安: 安定型埋立処分場、管: 管理型埋立処分場、池: 流通型埋立処分場					
IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生含む)場所	中・終					
V. 丙からの最終処分(委託)先	中・終					

第8 建設副産物について

(参照：土木工事標準積算基準書（単価・損料等） 第8章 処分料(1)建設廃棄物)

- 1 建設廃棄物について、建設廃棄物受入施設に搬出する場合は、処理に係る契約書（写）を事前に監督員に提出すること。
- 2 建設廃棄物について、処分場へ搬入する場合は、受入伝票の原本を発注者に提出し、コピーは請負者で保管すること。
- 3 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）のA票及びD票もしくはE票について、監督員に提示、確認を受けるものとし、完成検査時に検査員に提示しなければならない。
また、排出事業者として保存義務が課せられているマニフェスト各票は請負者で必ず保管すること。
なお、電子マニフェストの場合は、監督員に「電子マニフェストシステム(JWNET)受渡確認票」により処分終了もしくは最終処分終了の確認を受けるものとし、完成検査時に検査員に提示しなければならない。
- 4 建設発生土について、処分場へ搬入する場合は、受入伝票の原本を発注者に提出し、コピーは請負者で保管すること。
- 5 産業廃棄物の保管の届出について
施工に伴い発生した産業廃棄物を保管（工事現場又は100m²未満の保管場は除く。）するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条（又は第12条の2）第3項の届出、又は産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第7条の届出が必要となるため、保健所（保管場が和歌山市内にある場合にあっては和歌山市役所）に産業廃棄物の保管の届出を行うこと。

第8-2 建設副産物について（請負代金額が100万円以上の全ての工事）

共通仕様書（P1-1-10 第20 6）補助説明

- 1 請負者は、再生資源利用【促進】計画書（実施書）を作成するものとする。なお、再生資源利用【促進】計画は、施工計画書に含めて提出するものとする。
- 2 作成した再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、自社においても保管するものとする。

※「建設リサイクルデータ統合システム—C R E D A S—入力システム」は国土交通省のホームページよりダウンロードできます。

第9 暴力団による不当要求行為等の排除について

(参照：平成17年8月25日付け県総号外「和歌山県県土整備部発注にかかる建設工事への不当要求行為などに対する連携に関する覚書」)

- 1 請負者は、暴力団等から不当要求行為等（不当要求・工事妨害等）を受けた場合は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、所轄の警察署に報告しなければならない。
- 2 請負者は、暴力団等から不当要求行為等による被害を受けた場合は、速やかに監督



HOME

連合会のご案内

連合会の活動

処理企業の方へ

産業廃棄物処理委託契約

マニフェスト

マニフェストとは

マニフェストの区分・種類

マニフェストの流れ

マニフェストの管理運用

もっと詳しく知りたい方へ

Q & A

講習会（処理業許可・特管責任者）

セミナー/イベント

業界指針・業界自主基準

適正処理推進プログラム

安全衛生

人材育成

税制優遇支援のご案内

排出事業者の方へ

行政からのお知らせ

出版物のご案内

お問い合わせ

処理企業検索システム

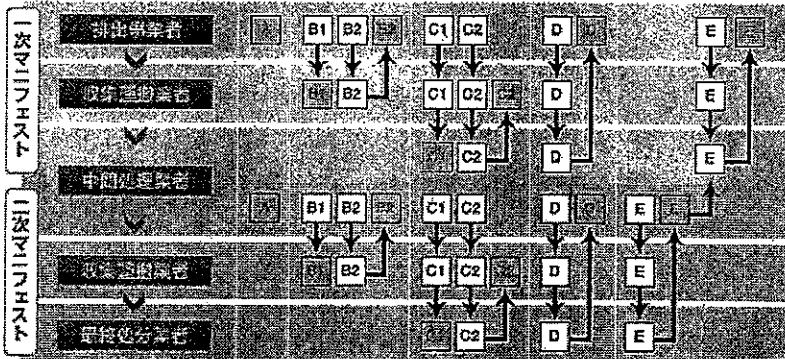
産業廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェストの流れ

排出事業者、収集運搬業者、処分業者間でやりとりするマニフェストを一次マニフェスト、処分委託者としての中間処理業者、収集運搬業者、最終処分業者間でやりとりするマニフェストを二次マニフェストと呼びます。どちらも使用するのは同じ様式の用紙です。

直行用マニフェストの7枚複写詳細

A票	排出事業者の控え
B1票	運搬業者の控え
B2票	運搬業者から排出事業者に返送され、運搬終了を確認
C1票	処分業者の保存用
C2票	処分業者から運送業者に返送され、処分終了を確認
D票	処分業者から排出事業者に返送され、処分終了を確認
E票	処分業者から排出事業者に返送され、最終処分終了を確認



サイトマップ

リンク

著作権について

プライバシーポリシー

Copyright (C) 2009 National Federation of Industrial Waste Management Associations All Rights Reserved.

建設副産物の処理状況写真について

- (1) 運搬状況（工事現場出発時）の撮影に当たっては、積込状況、土質、運搬車両ナンバープレート等を入れて撮影する。
- (2) 現場内利用や工事間利用状況の撮影に当たっては、工事箇所が特定できるよう周辺背景を入れて撮影する。
- (3) 再資源化施設の状況や直接最終処分する場合における最終処分状況の撮影に当たっては、施設名称看板等を入れて撮影する。

品質管理基準及び規格値

工種別	種別	試験項目	試験方法	試験基準	県が指定する試験場の試験基準	備考
吹付けコンクリート （中粒）	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A1108 無筋コンクリート・構造物のうち電力機・機械及び電力式機器 その他（砂防ダムを含む）コンクリート	打設日1日につき2回（午前・午後） 1回につき原割比して6個（φ7-3本、φ28-3本）と する。（テストピースは打設場所で採取）	テストピースφ28日 （一工事で全体の20%程度）	强度試験は一工事で全体20%程度は県が指定する試 験場等で行うこととする。 但し測量場についても、県が指定する試験場等に於 て生コンクリート工場で監督員立 て生コンクリート工場（JIS表示認可工場）の責 任において実施する。

石積（強）・ブロック積（強）の隙間コンクリート・基礎コンクリー
ト・目地コンクリート
法栓（中粒コンクリート）
耐震
排水管
「照明ポール・橋脚柱・防護橋・制震柱
蓄水槽等
① 少量（50立米以下）のコンクリートで「照明ポール・橋脚柱・防護橋・制震柱・用
地盤等における基礎コンクリート及び仮設脚体のみの工事
② 生コンクリート工事呼び定額が18N/m²でJIS表示認可工場の製品

打設日1日につき1回（午前）
1回につき原割比して6個（φ7-3本、φ28-3本）と
する。（テストピースは打設場所で採取）

打設日1日につき1回（午前）
1回につき原割比して6個（φ7-3本、φ28-3本）と
する。（テストピースは打設場所で採取）

日付 水月日	実験 部位 部位	打設 時間 (m²)	打設 材質 (kg/m³)	R21標準 スラブ					フレッシュコンクリート-PSR					コンクリート供試体圧縮強度					σ_{28}					参考				
				AM/T41	I _s (cm)	スランプ (mm)	空気量 (%)	CT (kg/m³)	AT (kg/m³)	W/G/WER	判定 結果	試験日 R _a 全否	立会 立会	試験日 R _a 全否	立会 立会	試験日 R _a 全否	立会 立会	試験日 R _a 全否	立会 立会	試験日 R _a 全否	立会 立会							
2009年8月17日	附注 附注 高橋工場	10:00 ~ 10:30	10:00 ~ 10:30	AM	I	9.5 30	5.0 8	0.054 ~	29.0 ~	31.0 ~	165 ~	合 立会	1 8/24	20.4 ~	20.0 ~	19.6 ~	20.0 ~	- 立会	1 9/14	37.6 ~	36.9 ~	36.3 ~	36.9 ~	合 立会	- 立会	- 立会	- 立会	X Xヨコリト

打設箇所を記入すること!

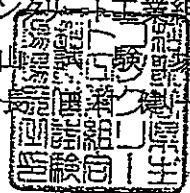
【参考資料】



試験番号	WW - 050	1/1
報告年月日	2009年月日	

和歌山県和歌山市西浜1660番地の291

和歌山県生コンクリート工業組合

和歌山県生コンクリート工業組合
発行責任者 場コンクリートの圧縮強度試験報告書

施工者名	(株)建設
施工者の住所	和歌山市
工事名称	平成21年度 第号 線 道路環境整備 工事
打設箇所	
品名	コンクリート圧縮強度試験用供試体
試験方法	JIS A 1108:2006コンクリートの圧縮強度試験方法

打設箇所を記入すること!

試験品目					
受付年月日	2009年9月4日		供試体寸法	Φ125×250mm	
供試体採取日	2009年8月5日		材齢	28日	
呼び方	コンクリート の種類に よる記号	呼び強度	スランプ又は スランプフロー (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメントの 種類による 記号
	普通	21	8	40	BB
養生方法	標準養生		養生温度	20°C±2°C	
備考					

上記事項は、依頼者申請事項です。下記事項は、試験場証明事項です。

試験年月日	2009年9月4日		
識別番号	040909-12-1	040909-12-2	040909-12-3
供試体の直径(mm)	125.1	125.0	125.1
最大荷重(N)	354000	349000	348000
圧縮強度(N/mm ²)	28.8	28.4	28.3
平均値(N/mm ²)	28.5		
欠陥の有無及びその内容	無	無	無
供試体の破壊状況	正常	正常	正常
試験者名	技術管理責任者		

*試験結果は、本書中の記載の試料についてのみ有効です。

- 4 請負者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m²当たり2個以上、構造物の底面については、1m²当たり4個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、請負者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。また、請負者は打設するコンクリートと一体化する形状のスペーザーを使用しなければならない。これ以外のスペーサを使用する場合は使用前に監督員の承諾を得なければならない。

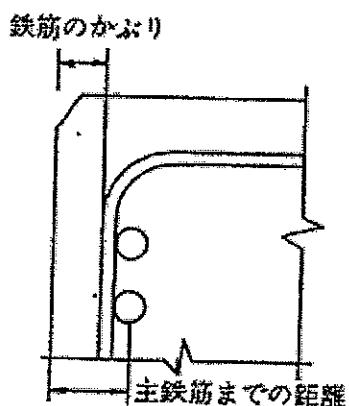


図 5-1 鉄筋のかぶり

5 請負者は、設計図書に示されていない鋼材(組立用鉄筋など)を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。

6 請負者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打込むまでに、鉄筋の位置がすれたり、どろ、油等の付着がないかについて確認し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。

第4 鉄筋の継手

- 1 請負者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときは、継手の位置及び方法について施工前に監督員の承諾を得なければならない。
- 2 請負者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。
- 3 請負者は、鉄筋の継手にねじふし鉄筋継手、ねじ加工継手、溶接金属充填継手、モルタル充てん継手、自動ガス圧接継手、エンクローズ溶接継手などを用いる場合に

4 注入目地材で加熱施工式のものは、加熱したときに分離しないものとする。

第2 目地板

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応するものとする。

第13節 塗 料

第1 一般事項

- 1 請負者は、JIS の規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釀剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。
- 2 請負者は、塗料は工場調合したもの用いなければならない。
- 3 請負者は、錆止めに使用する塗料は、油性系錆止め塗料とするものとする。
- 4 請負者は、道路標識の支柱の錆止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。

JIS K 5621(一般用さび止めペイント)

JIS K 5622(鉛丹さび止めペイント)

JIS K 5623(亜酸化鉛さび止めペイント)

JIS K 5624(塩基性クロム酸鉛さび止めペイント)

JIS K 5625(シアナミド鉛さび止めペイント)

JIS K 5627(ジンクロメートさび止めペイント)

JIS K 5628(鉛酸ジンクロメートさび止めペイント)

- 5 請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。なお、開缶後に、請負者は、十分に攪拌しちたうえ、速やかに使用しなければならない。
- 6 塗料の有効期限は、ジンクリッヂペイントの亜鉛粉末は、製造後 6 カ月以内、その他の塗料は製造後 12 カ月以内とするものとし、請負者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

第14節 道路標識及び区画線

第1 道路標識

標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。

(1) 標識板

- 3 上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。
- 4 請負者は、路盤の施工に先立って、路床面又は下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
- 5 請負者は、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督員と協議しなければならない。

第2 アスファルト舗装の材料

- 1 アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。
 - (1)粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
 - (2)セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
 - (3)粒度調整路盤材の最大粒径
 - (4)石粉以外のフィラーの品質
- 2 請負者は、以下の材料の試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、請負者は、試料及び試験結果の提出を省略する事ができるものとする。
 - (1)粒状路盤材及び粒度調整路盤材
 - (2)セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材
 - (3)基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材
- 3 請負者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。
 - (1)セメント安定処理に使用するセメント
 - (2)石灰安定処理に使用する石灰
- 4 請負者は、使用する以下の材料の品質証明書を工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。
 - (1)加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト
 - (2)再生用添加剤

(3)プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料

なお、製造後 60 日を経過した材料を使用してはならない。

5 請負者は、小規模工事(総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000 m²未満)においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試料及び試験結果の提出に代えることができるものとする。

(1)粒状路盤材及び粒度調整路盤材

(2)セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材

6 請負者は、小規模工事(総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000 m²未満)においては、これまでの実績(過去 1 年以内にプラントから生産され使用した)又は定期試験による試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施及び試料の提出を省略することができるものとする。

(1)加熱アスファルト安定処理に使用する骨材

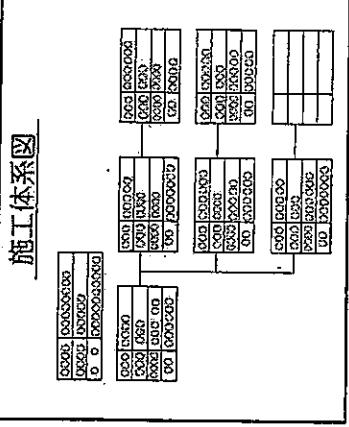
(2)基層及び表層に使用する骨材

7 下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。

(1)下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表 3-16 の規格に適合するものとする。

現場掲示物表示例

資料④

①	施工体系図 													
②	建設業の許可票 <table border="1"> <tr><td>商号又は名称</td><td>代表者の氏名</td></tr> <tr><td>主任技術者の氏名</td><td>主任責任者の有無</td></tr> <tr><td>資格名</td><td>一級建設業又は特定建設業の別</td></tr> <tr><td>許可を受けた建設業</td><td>許可番号</td></tr> <tr><td>許可年月日</td><td>*</td></tr> </table>		商号又は名称	代表者の氏名	主任技術者の氏名	主任責任者の有無	資格名	一級建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日	*		
商号又は名称	代表者の氏名													
主任技術者の氏名	主任責任者の有無													
資格名	一級建設業又は特定建設業の別													
許可を受けた建設業	許可番号													
許可年月日	*													
③	労災保険関係成立票 <table border="1"> <tr><td>保険関係成立年月日</td><td>年月日</td></tr> <tr><td>労働保険番号</td><td>年月日から</td></tr> <tr><td>事業の期間</td><td>年月日まで</td></tr> <tr><td>事業主の住所</td><td></td></tr> <tr><td>注文者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td>事業主代理人の氏名</td><td></td></tr> </table>		保険関係成立年月日	年月日	労働保険番号	年月日から	事業の期間	年月日まで	事業主の住所		注文者の氏名		事業主代理人の氏名	
保険関係成立年月日	年月日													
労働保険番号	年月日から													
事業の期間	年月日まで													
事業主の住所														
注文者の氏名														
事業主代理人の氏名														
④	地山の掘削 作業主任者の職務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1. 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。 2. 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。 4. 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。 </div>													
⑤	足場の組立て等 作業主任者の職務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1. 材料の欠損の有無を点検し、不良品を取り除くこと。 2. 器具、工具、安全帯等及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。 4. 安全帯等及び保護帽の使用状況を監視すること。 </div>													

【技術調査課企画調査班キャビネット】

- ① 施工体系図
 - ② 建設業の許可票
 - ③ 労災保険関係成立票
 - ④ 建退共加入者証
 - ⑤ 作業主任者氏名等
 - ⑥ 道路使用、占用關係
- 施工体制台帳を作成する場合、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示する元請及び下請全ての建設業許可票を見やすい場所に掲示する(大きさ40cm×40cm以上)見やすい場所に掲示、又は備えつける等の方法にて労働者に周知する(別添一参考)
- 掲示し、建退共に加入している事を下請業者に周知する(大小2種どちらでも可)
- 作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示
- 道路使用許可・協議、道路占用許可がある場合、条件のとおり携帯、掲示等がなされているか

「施工プロセス」のチェックリスト

1 工事名
2 施工業者
3

平成〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

事務所名:
監督職員名:

- ① 「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
 ② チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がOKであれば□に「レ」マークを記入し、OKでなければ、備考欄に指示事項や正状況等を記入する。
 ③ 用語の定義については、契約後、当初契約後、変更後、工期内に行なう契約変更後とする。

項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)				備考
				着手前	施工中	施工後	完成時	
1	I	○契約工程表	・契約締結の5日以内に、契約工程表が提出された。契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。(契約後、変更後、完成時)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○品質証明	・品質證明に関する資料を書面で提出した。(契約後、変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。(検査の前等)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・品質證明は、出来形、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切(数量も含む)に実施した。(品質證明実施時)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後、増額変更後)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○建設業退職金共済制度等	・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の禁制が現場に掲示している。(施工時1回程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時1回程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(施工時の当初、変更施工時、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。(施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)	(/)	(/)	(/)	(/)	
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時1回/月程度)	(/)	(/)	(/)	(/)	

「施工プロセス」のチェックリスト

項目 細別 査 定	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期(指示事項)				備考
			着手前	施工中	完工時		
1 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図	・施工体系図に記載されている主任技術者が及び施工計画書に記載されている主任技術者本人である。(施工時の当初、変更時) ・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時) ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。(施工時1回程度)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	
	○建設業許可票譲り	・現場代理人は、現場に常駐している。(施工時1回／月程度) ・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	
	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。(施工時1回／月程度) ・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時適宜)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	
II 配置技術者／現場代理人	○車門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。(施工時、施工時適宜)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	
	○作業主任者の選任	・作業主任者を兼任し、配置している。(施工時、施工時適宜)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	
	○監理技術者(主任技術者の代理)	・資格者証の内容を確認した。(着手前)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	
	○現場技術者	・配置予定技術者、通知による監理技術者と施工体制台帳に記載された監理技術者及び本社監理技術者証した技師者及び本人が同一であった。(着手前)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	
	○施工体制	・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に扱っていた。(施工時、打合せ時)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	
	○現場技術者	・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に扱っていた。(施工時、打合せ時)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	
	○下請負者の把握	・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に扱いた。(施工時適宜)	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	() / () □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □ □ / □	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験項目	試験方法	種別	試験基準	試験方法	概要
吹コン 付け コンクリート リートを除く)	必 須	コシクリートの圧縮強度試験	JSA1108 鉄筋コンクリート・押出物のうち重力式場合・標脚及び重力式構壁 その他の(砂防ダムを含む)コンクリート	打抜日1日につき回(午前・午後) 1回につき原則として6箇(Φ7~3本、Φ28~3本)とする。(テストピースは打抜場所で採取)	打抜日1日につき回(午前・午後) 1回につき原則として6箇(Φ7~3本、Φ28~3本)とする。(テストピースは打抜場所で採取)	テスビースφ28日 (一工事で全体の20%程度) テスビースφ28日 (一工事で全体の20%程度)	强度試験は一工事で全体20%程度は算が指定する試験場等で行うにとどめる。但し遠隔地については、県が指定する試験機関等にて生コンクリート工場(JIS表示認可工場)で経営員立てて生コンクリート工場(JIS表示認可工場)で経営員立てて生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の責任者にとどめができる。 上記以外は生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の責任者において実施する。

9章 繼 目

に打継目を設ける場合には、せん断力に対して、ほどまたは溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法、差し筋などの鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講じることがある。これらの対策は、設計で所要の性能を満足することを照査したうえで実施する必要がある。

(2)について 打継目は、セメントの水和熱や、外気温の変動による温度応力および乾燥収縮等によるひび割れの発生を予測して、その位置および構造を定めておく必要がある。

(3)について 著しく大きな区画のコンクリートを一体で打設すると、乾燥収縮や温度応力により、大きなひび割れが発生して、水密を要する構造物に必要とされる性能を満足できなくなることから、この規定を設けた。

(4)について 海洋および港湾コンクリート構造物等では、外部塩分が打継目を浸透し、鉄筋の腐食を促進する可能性があるのでできるだけ設けないのがよい。やむを得ず打継目を設ける場合は、[施工編：特殊コンクリート]（11章 海洋コンクリート）を参考にするとよい。

9.3 水平打継目の施工

(1) 美観が要求される場合には、水平打継目の型枠に接する線は、できるだけ水平な直線になるようになるとよい。

(2) コンクリートを打ち継ぐ場合には既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材などを完全に取り除き、十分に吸水させなければならない。

(3) 逆打ちコンクリートは、コンクリートのブリーディングや沈下を考慮して、打継目が一体となるように施工しなければならない。

【解説】 (1)について 美観が求められる場合には、コンクリート表面の水平打継目の跡が直線になるようにするとよい。このためには、打継目の位置を型枠パネルの縫目に合わせるか、打継目の位置を示す適當な目じるしをつけるのがよい。

(2)について 十分な強度、耐久性および水密性を有する打継目を造るために、既に打ち込まれた下層コンクリート上部のレイタス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材などを取り除いてから打ち継ぐことが必要である。

既に打ち込まれた下層コンクリートの打継面の処理方法には、硬化前処理方法と硬化後処理方法およびこれらを併用した方法がある。

硬化前処理方法としては、コンクリートの凝結終了後、高圧の空気または水でコンクリート表面の薄層を除去し、粗骨材粒を露出させる方法が用いられている。この処理方法は、打継面が広い場合に効率のよい方法であるが、打継目の処理作業に適した時期を逸すると、コンクリートの強度が高くなり過ぎて粗骨材粒の露出が困難である。このような施工上の制約を緩和するため、コンクリート打継面にグルコン酸ナトリウム等を主成分とする遮延剤を散布して、コンクリート打継表面の薄層部の硬化を計画的に遅らせ、処理時期を大幅に延長できる打継目処理剤を用いる方法がある。

硬化後処理方法による場合、既に打ち込まれた下層コンクリートがあまり硬くなければ、高圧の空気およ

- 12 請負者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、請負者は、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げるかでコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは、1.5m 以下とするものとする。
- 13 請負者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。
- 14 請負者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。
- 15 請負者は、スラブ又ははりのコンクリートが、壁又は柱のコンクリートと連続している場合には沈下ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してから、スラブ又ははりのコンクリートを打込まなければならない。また、請負者は、張出し部分をもつ構造物の場合にも同様にして施工しなければならない。
- 16 請負者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。
- 17 請負者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。
- 18 請負者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。
- 19 請負者は、コンクリートの打込み中及びその直後、コンクリートが鉄筋の周囲あるいは型枠のすみずみに行き渡るように締固めなければならない。
- なお、締固めには内部振動機を用いるものとし、作業に当たっては、鉄筋、型枠等に悪影響を与えないようにするとともに過度の振動により材料の分離が生ずることのないように留意しなければならない。薄い壁など内部振動機の使用が困難な場合には型枠振動機を併用するものとする。

第8 養 生

- 1 請負者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。
- 2 請負者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、又は散水、湛水を行い、少なくとも表 5-2 の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。

表 5-2 コンクリートの養生期間

高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント
7日以上	5日以上	3日以上

(注)寒中コンクリートの場合は、第1編第5章第6節第4寒中コンクリートの規定による

- 3 請負者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。
- 4 請負者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、監督員に協議しなければならない。

第9 施工継目

- 1 請負者は、設計図書で定められていない継目を設ける場合には、構造物の強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を定め監督員の承諾を得て施工しなければならない。
- 2 請負者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。
- 3 請負者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。
- 4 請負者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイターン、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。

また請負者は、構造物の品質を確保する必要がある場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チッピング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。

- 5 請負者は、床組みと一体になった柱又は壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコン

8章 養 生

8.2 湿潤養生

(1) コンクリートは、打込み後、硬化を始めるまで、日光の直射、風などによる水分の逸散を防がなければならない。

(2) コンクリートの露出面は、表面を荒らさないで作業ができる程度に硬化した後に、養生用マット、布等をぬらしたもので覆うか、または散水、湛水を行い、湿潤状態に保たなければならぬ。湿潤状態に保つ養生期間は、表8.2.1を標準とする。

表8.2.1 湿潤養生期間の標準

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント
15°C以上	5日	7日	3日
10°C以上	7日	9日	4日
5°C以上	9日	12日	5日

(3) 膜養生を行う場合には、使用する目的を明確にし、品質、効果および施工性が確認された膜養生剤を用い、適切な時期に所定の使用量を均一に散布しなければならない。

【解説】 (1)について コンクリートは、打込み後ごく早い時期に表面が乾燥して内部の水分が失われると、セメントの水和反応が十分に行われず、また、特に直射日光や風などによって表面だけが急激に乾燥すると、ひび割れ発生の原因となる。このため、コンクリートの打上り面には、シートなどで日よけや風よけを設けることが望ましい。このように、コンクリートの養生は、硬化後ののみならず、硬化前にも打込みや仕上げの作業段階と並行して進める必要がある。

(2)について コンクリートの力学的性能、耐久性、およびその他の性能等の品質を高めるためには、できるだけ長く湿潤状態に保つのがよい。これはコンクリートを十分硬化させることと、硬化中の乾燥による収縮をできるだけ小さくするためである。しかし、長期間湿潤養生をすることは、一般の構造物においては困難であり、また不経済でもある。しかも、湿潤養生の効果の大部分は初期の養生期に限られている。そこで、養生温度によって養生の効果は異なるが、標準的な養生期間を、本文のように定めた。なお、解説表11.8.1に示した型枠および支保工の取りはずしに必要な圧縮強度が早期に得られた場合であっても、表8.2.1に示した養生期間は湿潤状態を保つ必要がある。

最近では、表8.2.1に示したセメント以外にも、低熱ポルトランドセメント、中庸熱ポルトランドセメント、3成分系低熱セメントなど、様々なセメントが使用されている。また、工事の期間、施工方法等によってコンクリートの養生期間を定めることが必要になる場合もある。しかし、この示方書において、セメントの種類や施工方法等に応じた養生期間を具体的に示すことは難しい。このため、セメントの種類、単位セメント量、構造物の種類および位置、気象条件等を考慮し、必要に応じて試験によって確認したうえで養生期間を決定することが望ましい。また、海水、アルカリや酸性の土または水等の侵食作用を受ける場合には、

- 1 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JIS マーク表示認定工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条 3、4 項の規定によるものとする。
- 2 請負者は、JIS マーク表示認定工場で製造され JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により粗骨材の最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- 3 請負者は、JIS マーク表示認定工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
- 4 請負者は、JIS マーク表示認定工場で製造したレディーミクストコンクリート及び JIS マーク表示認定工場であっても JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び第 1 編第 5 章第 3 節第 3 配合及び第 4 材料の計量の規定によるとともに、配合に臨場し、製造会社の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料により監督員の確認を得なければならない。
- 5 請負者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。なお生産者等に検査のための試験を代行させる場合は請負者がその試験に臨場しなければならない。また現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

第 3 配 合

- 1 請負者は、コンクリートの配合において、構造物の安全性を確保するために必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカーピリティーをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。
- 2 請負者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表 5-1 の示方配合表を作成し、その資料により監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事(公共工事に限る)の配合表によることができるものとする。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
1 築 造	必須	構体部の表面水害目録	JSA1111	設計図書による(但し、保湿度0.3%以下)	2回/日以上	レディミックスコンクリート以外の場合に適用する。 レディミックスコンクリート以外の場合に適用する。	
8 建 築	その他	無骨材の表面水害目録 計量設備の計量精度	JSA1125	設計図書による(但し、保湿度0.3%以下) 仕業の連続した10バッチについて各 セメント量別・材料別に行う。	1回/日以上	セメント量規定がある場合に適用する。	
		骨材 : ±1%以内 骨材 : ±3%以内 骨材 : ±2%以内 骨材 : ±3%以内 骨材 : ±3%以内			1回/月以上		
9 施 工	ミキサの機理性能試験	ミキサの機理性能試験	JSA1119 JSA8603	コンクリートの機理性能 公称容量の場合 コンクリート中の砂・骨材単位容積質量差: 0.0%以下 空気量平均値からの差: 7.5%以下 圧縮強度平均値からの差: 10%以下 スラブ平均値からの差: 15%以下 公称容量の1/20の場合 コンクリート中の砂・骨材単位容積質量差: 0.8%以下 空気量差: 5%以下	工事開始前及び工事中回数が月以上。	レディミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工場で1工種当り乾燥使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 ・また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		運搬ミキサの場合は: 土木学会基準JSC-E502					
施 工	必须	スランプ試験	JSA1101	コンクリート中の單位容積質量差: 1.5%以下 空気量差: 2.5%以下 スランプ: 3cm以下	工事開始前及び工事中回数が月以上。	レディミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・小規模工場で1工種当り乾燥使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 ・また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		コンクリートの圧縮強度試験	JSA1108	設計図書による 土木学会基準JSC-E551-1994	1回/本体改付1日ににつき回数行 →	「参考値: 14.7Mpa以上」枠金28日。 ・小規模工場で1工種当り乾燥使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 ・また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
		強化物配筋割引	コンクリートの耐久性向上	保剛0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が終了後24時間以上経過した場合、午前7時から午後7時までに打設された部分に工事で使用するの と同じコンクリートモルタルを吹付け、表面で凹凸を除する。このときの吹付量は、φ5mmのアーモン切削刃チャッピングを行って、(G7...3本、G22...3本)とする。	小規模工場で1工種当り乾燥使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 ・小規模工場で1工種当り乾燥使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	
		空気量測定	JSA1116 JSA1118 JSA1228	±1.5% (許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化 が認められたとき。 ・小規模工場で1工種当り乾燥使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 ・また生コンクリート工場(JIS表示認可工場)の品質証明書等のみとすることができる。	小規模工場で1工種当り乾燥使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 ・小規模工場で1工種当り乾燥使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	
	その他	コアによる強度試験	JSA1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

- 8 請負者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。
- 9 請負者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まつたものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。
- 10 請負者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシャラン等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。
- 11 請負者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。
- 12 請負者は、吹付けに当たり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。
- 13 請負者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。
- 14 請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はそのおそれのある場合には、施工方法について直ちに監督員と協議しなければならない。
- 15 請負者は、吹付けに当たっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けてはならない。
- 16 請負者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又はモルタル等が付着するように仕上げるものとする。
- 17 請負者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、又はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。
- 18 請負者は、吹付けを 2 層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

第 6 吹付工

- 1 請負者は、吹付工の施工に当たり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。
- 2 請負者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、及び浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。

- 3 請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はそのおそれのある場合には、施工方法について直ちに監督員と協議しなければならない。
- 4 請負者は、補強用金網の設置に当たり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手のかさね巾は、10cm 以上かさねなければならない。
- 5 請負者は、吹付けに当たっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。
- 6 請負者は、1 日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるよう施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去後、清掃し、かつ、湿らせてから吹付けなければならない。
- 7 請負者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又は、モルタル等が付着するように仕上げるものとする。
- 8 請負者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、又はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。
- 9 請負者は、吹付けを 2 層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。
- 10 請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によるものとする。
- 11 請負者は、法肩の吹付けに当たっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。

第 7 植生工

- 1 種子散布は、ポンプを用いて基盤材(木質繊維ファイバー)等を厚さ 1cm 未満に散布するものとする。客土吹付は、ポンプ又はモルタルガンを用いて客土(黒ボク等)を厚さ 1 ~ 3cm に吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプ又はモルタルガンを用いて植生基材(土、木質繊維等)又は有機基材(パーク堆肥、ピートモス等)等を厚さ 1 ~ 10cm に吹付けるものとする。
- 2 請負者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならぬ。また、工事実施の配合決定に当たっては、発芽率を考慮のうえ決定し、監督員の承諾を得なければならない。
- 3 請負者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性や土壤特性及び肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督員の確認を受けなければならない。

注)※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならぬ。低温用の塗料に対する制限は上表において、気温については 5°C 以下、20°C 以上、湿度については 85% 以上とする。

- 4 請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整に当たっては、第 1 種ケレンを行わなければならない。
- 5 請負者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。
- 6 請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。
- 7 請負者は、塗り残し、気泡むら、ながれ、はけめ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。
- 8 請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の底部に顔料が沈殿しないようにしてから使用しなければならない。
- 9 請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。

10 下塗

- (1)請負者は、ボルト締め後又は溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができるものとする。
- (2)請負者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。
- (3)請負者は、現地溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅 10 cm の部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、錆の生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。
- (4)請負者は、塗装作業にエアスプレー又は、ハケを用いなければならない。なお、ローラーブラシを使用する場合、監督員と協議しなければならない。
- (5)請負者は、第 1 種の素地調整を行ったときは、4 時間以内に金属前処理塗装を施さなければならない。

11 検査

- (1)請負者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督員等の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (2)請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜測定をしなければならない。

い。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は応急措置をとった後、そのとった措置を速やかに監督員に報告しなければならない。

4 請負者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、又は均等性に疑義がある場合には、監督員と協議しなければならない。

5 請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。

6 請負者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。

万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、請負者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。

7 請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。

第3 路体盛土工

1 請負者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処理方法について監督員と協議しなければならない。

2 請負者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。

3 請負者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。

4 請負者は、路体盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようしなければならない。

5 請負者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

6 請負者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を 30 cm 以下とし、各層ごとに締固めなければならない。

7 請負者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充てんしなければならない。止むを得ず 30 cm 程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。

8 請負者は、1:4 より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。

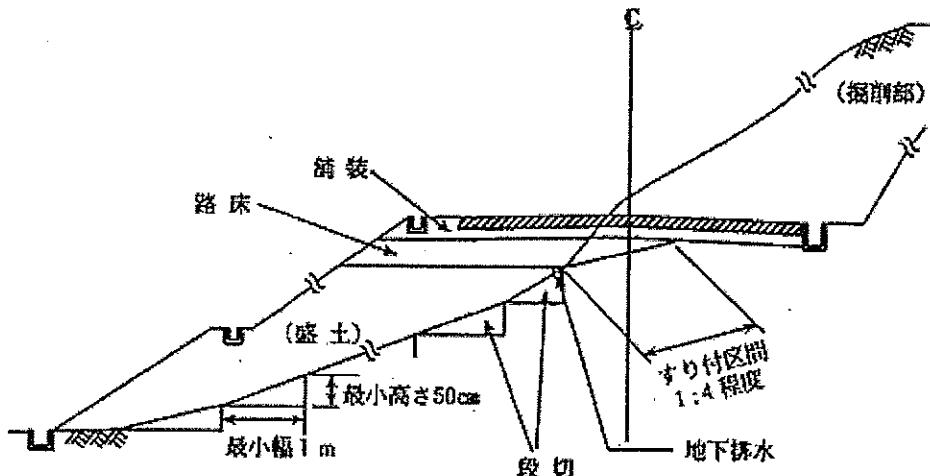


図 4-2 盛土基礎地盤の段切

- 9 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。
なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。
- 10 請負者は、路体盛土工の締固め作業の実施に当たり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
- 11 請負者は、盛土工作業中、沈下等の有害な現象のあった場合にその処理方法について監督員と協議しなければならない。
- 12 請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により監督員の承諾を得なければならない。
- 13 請負者は、土の採取に当たり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、その処理方法について監督員と協議しなければならない。
- 14 請負者は採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

第4 路床盛土工

- 1 請負者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督員と協議しなければならない。
- 2 請負者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。
- 3 請負者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようしなければならない。
- 4 請負者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
- 5 請負者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を 20 cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。
- 6 路床の盛土材料の最大寸法は 20 cm程度とするものとする。
- 7 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。
- 8 請負者は、路床盛土工の締固め作業の実施に当たり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。
- 9 請負者は、路床盛土工作業中、沈下等の有害な現象のあった場合にその処理方法について監督員と協議しなければならない。
- 10 請負者は、路床盛土の締固め度は第1編第1章第1節第26 施工管理3項の規定によるものとする。
- 11 請負者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には 1:4 程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合 1:5 以上、土砂の場合 1:10 程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。
 - (a)掘削部路床に置き換えのないとき
 - (b)掘削部路床に置き換えのあるとき
 - (c)現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合

品質管理写真撮影箇所一覧表

【 土木請負工事必携より 】

→

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
20	道路土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 〔試験実施中〕	
		ブルフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕	
		平板載荷試験	土質毎に1回	
		現場CBR試験	〔試験実施中〕	
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		コーン指数の測定	トラフカビリティが悪い場合 〔試験実施中〕	
		たわみ量	ブルフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕	
21	捨石工	岩石の見掛け比重	産地又は岩質毎に1回	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状	〔試験実施中〕	
22	コンクリートダム(材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験	〔試験実施中〕	
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	〔試験実施中〕	
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回	
		粗骨材の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		
		細骨材のすりへり試験		
		骨材中の比重1.95の液体の液体に浮く粒子の試験		
		練り混ぜ水の水質試験	〔試験実施中〕	
23	コンクリートダム(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 〔試験実施中〕	気温・コンクリート
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		空気量測定		
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回	
		温度測定		
		コンクリートの単位容積質量試験		
		コンクリートの洗い分析試験		
		コンクリートのブリージング試験		
		コンクリートの引張強度試験		
		コンクリートの曲げ強度試験	〔試験実施中〕	
24	吹付けコンクリート(施工)	スランプ試験	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 〔試験実施中〕	
		塩化物総量規制	〔試験実施中〕	
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 〔試験実施中〕	
		コンクリートの洗い分析試験	〔試験実施中〕	

表1-1 段階確認一覧表

種別	細別	確認時期
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理 置換 サンドマット	処理完了時 掘削完了時 処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時 施工完了時
締固め改良工	サンドコンパクションバイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射搅拌 高圧噴射搅拌 セメントミルク搅拌 生石灰バイル 薬液注入	施工時 施工完了時 施工時
矢板工(任意仮設を除く)	鋼矢板 鋼管矢板	打込時 打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時 打込完了時(打込杭) 掘削完了時(中堀杭) 施工完了時(中堀杭) 杭頭処理完了時
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 杭頭処理完了時
深基礎工		土(岩)質の変化した時 掘削完了時 鉄筋組立て完了時 施工完了時 グラウト注入時
オープケーション基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄骨据え付け完了時 本体設置前(オープケーション) 掘削完了時(ニューマチックケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組立て完了時
钢管井筒基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時
置換工(重要構造物)		掘削完了時
築堤・護岸工		法線設置完了時
砂防ダム		法線設置完了時
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前



プルーフローリング(Proof rolling) の測定について

プルーフローリング
の測定について

プルーフローリング(Proof rolling) の測定について

路床・路盤の支持力やその均一性を管理する有効な手段としてプルーフローリング測定が義務づけられておりますので、その測定について記述します。

① 目的

完成した道路において、交通荷重は表層から路盤・路床へと伝達されるが、伝達された荷重によって路盤や路床面が大きな変形、不均一な変形をおこすと舗装も変形を起こし、舗装の破壊となる。

プルーフローリングの測定は施工した路床や路盤面においてダンプトラック等を走行させ、輪荷重による表面の沈下量を観測し、有害な変形を起こす不良箇所を早期に発見することにある。

これは、施工途中の盛土面における施工管理としても有効に利用できる。

通常、路床や路盤における締固め度や支持力などの品質管理試験は、ごく一部分の代表地点における測定値をもって全体区間を判断しているが、プルーフローリングは全体区間を画一的にチェックすることができ目こぼしのない管理が可能であることから測定の意義は大きい。

② 測定方法

施工完了した路床面や路盤(下層路盤)面をダンプトラック、タイヤローラー、マカダムローラー等(複輪荷重路床工5t、路盤工8t程度)をゆっくりと(走行速度2km/h程度)車線ごとに走行させ、輪荷重による路面上の変形(沈下量)の大きい箇所を目視によりチェックし、その位置を野帳等に記入し別様式に整理する。測定の際には少なくとも3回走行させたのちたわみ量を観察する。

測定実施状況は写真を写しておくと良い。

現在のところプルーフローリングは、数値的に変形量を測定して、合否を判定するということよりは、変形の不均一な箇所、眼で見て沈下量が特に大きいと感ずる箇所を発見することが重要なことであると言われている。

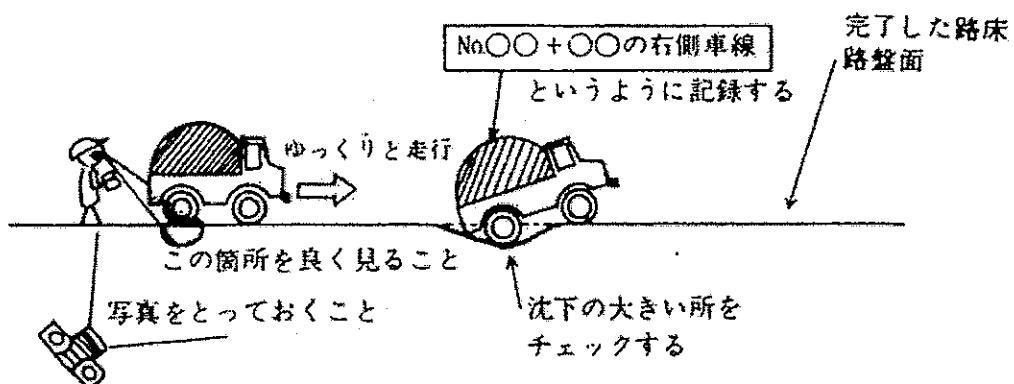
③ 変形の大きな箇所の対策

県は舗装の設計をする場合、路床土の強さ(路床土CBR又は設計CBRという)について、100~200m程度に1箇所づつチェックすることとしているが、その中間において軟弱な土があつたり、地下水が高いなどの影響により路床土の弱い所があるため、その箇所を早く発見し、不良であれば路床土を良質土と入れ替えたり、入れ替え厚さを大きくしたりするなどの対策が必要である。

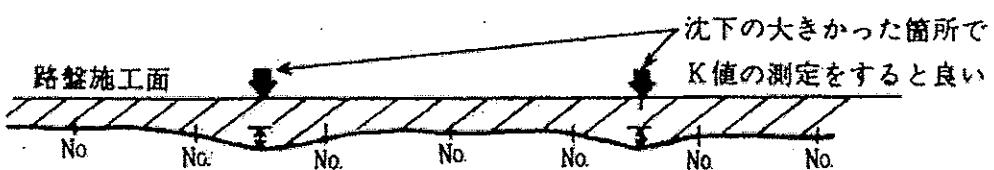
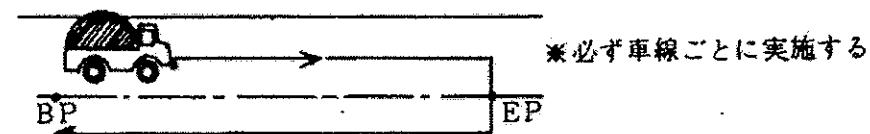
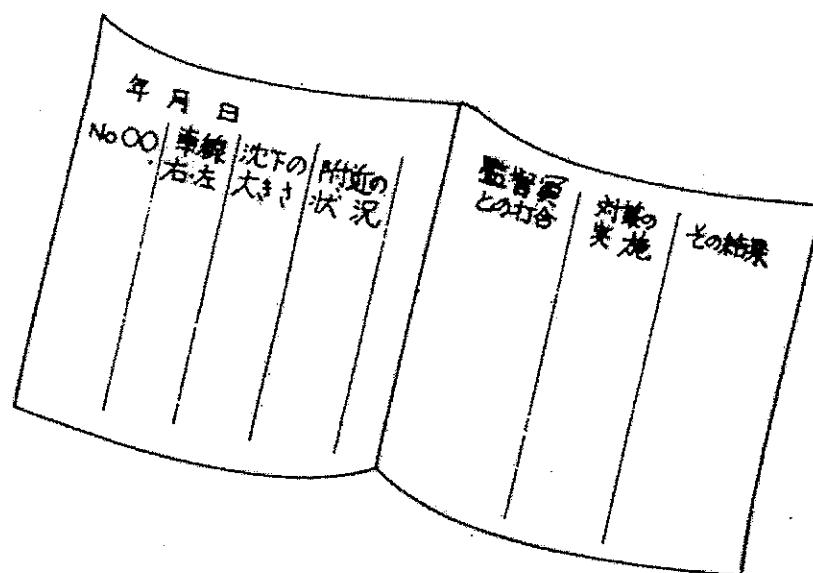
変形(沈下量)の大きい路床において、設計で定められた厚さの下層路盤を試験的に施工し、その箇所で平板載荷試験を行い規定の値(L・A・B・C・D交通に対応する設計は18以上、簡易舗装に対応する設計は12以上)以上であるかどうかをチェックしたり、ベンゲルマンビームにより変形を測定したりして不良箇所について監督員と協議することが必要である。

④ 品質管理試験

品質管理試験の平板載荷試験は、路床・路盤を含めた地盤としての支示力を求めるものであるから、従来のように測点ごとに試験するよりも、プルーフローリング測定において沈下量の大きかった場所でK値を求め、規定の値以上あるかをチェックした方が良いと思われる。



*野帳には、野帳左に測点、車線右・左、沈下の大きさ
 (目やす) 附近の状況等を入れておき、右には監督員
 との協議内容や対策の実施状況、その結果等を記入す
 ると良い。



フルーフローリング測定結果一覧表

工事名			事務名			請負者		
工 期			監督員			現場代理人		
No.	路床 路盤 の別	使用 機種	車線 右左	沈 下 の 大 き さ	附近の 状 况	監督員と の打合せ	その結果	備 考
(記載例)								
B P	路床	ダンプ	右側	大きい (1 cm程度)	No. 2 附近 20mに沈 下が見ら れる	①転圧不 足か ②路床材 料の不良 か ③路床部 の不良か	「締固め 密度の測 定」を行 った結果 転圧不足 と判明。 再度転圧 検討の事	C B R 测 定をし、 路床支持 力の確認 を行った
No. 2	"	"						
No. 4	"	"						
No. 6	"	"		小さい (3 mm程度)				
No. 8	"	"						
No. 10	"	"						
No. 12	"	"		()は目視 による沈 下量を記 入				

監理 技術者	主任(監理) 技術者

ブルーフローリング試験工事名請負会社名工種名測定者 印

項目	事項			備考
天候	測定面の含水状況			
試験区間	No. ~No.			
載荷車	型式		接地圧	
載荷状況	予備載荷回数	回	本載荷状況	km/h

試験結果							
視察展開図	No. No. No. No. No. No. No. ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
	No. No. No. No. No. No. No. ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						
視察記事							
異常箇所の処置							

検査項目	工種	a	b	c	d	
Ⅰ.品質 鋼製工事	「評価項目」 [路床・路盤工関係]	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準及び規格値を満足し、 ※はらつきの発生がない。 □ 「開通基準、土木工事施工基準、その他の設計図面に定められた試験」 □ 「開通基準、土木工事施工基準、その他の設計図面及び留意事項」を参照。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を越えるものがあり、 ※はらつきが大きい。 □ 監督員が文書で改善指示を行った。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、 ※はらつきが大きい。 □ 品質が劣る。 □ 貫入率第17条第2項に基づき試験検査を行った。	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、 ※はらつきが大きい。 □ 品質が劣る。 □ 貫入率第17条第2項に基づき試験検査を行った。	
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質 鋼製工事	「評価項目」 [路床・路盤工関係]	□ 施工に先立ち、CBR値を測定し、適正な舗装設計の基礎資料収集を行っている。 □ 口ロルックを行っている。 □ 路床・路盤工の「ロルック」を行っている。 □ [スカラム接続工関係] □ 設計図書に基づく混合物の配合試験及び試験結果が行われており、適切な混合物の規格が確認できる。(7.2.4)付合物の事前審査制度の適用工事は除く) □ 混合物の温度管理が、ブロック出荷時、現場到着時、舗設時等、整備されている。 □ 強度後、直ちに供用する必要のある限界で、交通開放を適切に行っている。 □ 地盤の劣化の程度自体が仕様書に定められていない。 □ 地盤の処理が仕様書で規定されている。 □ 気象条件に適した混合物の選択方法、舗設作業(特殊工事等)の配慮が行われていてある。 □ フラット出荷時、現場到着時、舗設時等、整備され、丁寧に施工作業を行っている。 □ 路面処理、練構処理の施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工作業を行っている。 □ [コンクリート接続工関係] □ 設計図書に基づくシルバーの配合試験及び試験結果が行われており、適切なシルバードの規格(强度、w/v、最大骨材粒径、強度検査等)が確認できる。 □ コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・サンプル・空気量等が確認できる。 □ コンクリート供試体が当該規則の仕様体であることが確認できる。 □ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っていている。 □ チアーダーハー等の保管管理が適切であることが確認できる。 ※ 試験結果の評価数が少なくはらつきの判断ができない場合は評価項目だけで評価する。 ※ はらつきが少なく、該当項目が80%程度以上……… ^a ※ はらつきが少なく、該当項目が60%～80%程度以下……… ^b ① 評価項目を母数として、比率(%)評価の値で評価する。 ② 評価数(%)=(^a)評価数/(^b)対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。	□ 原則として主たる工事を後にして実施するが、工事が構造部材にかかる際の工事は、 ※はらつきの発生がない。 □ 「開通基準、土木工事施工基準、その他の設計図面及び留意事項」を参照。	□ 原則として主たる工事を後にして実施するが、工事が構造部材にかかる際の工事は、 ※はらつきが少なくて、該当項目が60%～80%程度以下……… ^a ※はらつきが少なくて、該当項目が60%以下……… ^b ① 評価項目を母数として、比率(%)評価の値で評価する。 ② 評価数(%)=(^a)評価数/(^b)対象評価項目数 ③ 対象評価項目数が2項目以下の場合は、評価とする。 ※左側チェックボックスは評価項目対象欄とし、右側チェックボックスは加点欄とする。	□ 原則として主たる工事を後にして実施するが、工事が構造部材にかかる際の工事は、 ※はらつきが少なくて、該当項目が60%以下……… ^b □ 「開通基準、土木工事施工基準、その他の設計図面及び留意事項」を参照。	□ 原則として主たる工事を後にして実施するが、工事が構造部材にかかる際の工事は、 ※はらつきが少なくて、該当項目が60%以下……… ^b □ 「開通基準、土木工事施工基準、その他の設計図面及び留意事項」を参照。
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質 海岸工事	「評価項目」 [岸壁・堤防工関係]	□ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しはらつきが少ない。 ※はらつきの発生がない。 □ 「開通基準、土木工事施工基準、その他の設計図面及び留意事項」を参照。	□ 品質がはらつきが少ない。 □ 品質がはらつきが大きい。 □ 評価項目を母数として、比率(%)評価の値で評価する。	□ 品質がはらつきが少ない。 □ 品質がはらつきが大きい。 □ 評価項目を母数として、比率(%)評価の値で評価する。	□ 品質がはらつきが少ない。 □ 品質がはらつきが大きい。 □ 評価項目を母数として、比率(%)評価の値で評価する。	



57



アスファルト舗装の施工

8-3 表基層の施工

(1) アスファルト混合物の敷きならし

アスファルト舗装の表層・基層は、アスファルト混合所(入門講座 アスファルト基礎知識 基の7参照)において適切な温度管理および品質管理のもとで製造された加熱アスファルト混合物を用いて層を形成します。

アスファルト混合物の敷きならし方法には、人力施工と機械施工があります。これらの選択は工事規模、工種などによって決められますが、現在ではほとんど機械施工で行われており、アスファルトフィニッシャという専用の機械が使用されています。

図-5は、一般的なアスファルト混合物層を施工している状況です。ダンプトラックで運搬されたアスファルト混合物をアスファルトフィニッシャに供給し、所定の仕上がり幅、厚さが得られるよう敷きならします。敷きならし時のアスファルト混合物の温度は、一般に110°Cを下回らないようにし、平たん性を確保するためにアスファルトフィニッシャをできるだけ一定速度で連続運動します。

また、基層のアスファルト混合物の上に表層のアスファルト混合物を施工する場合、層同士の付着を良くするためには、タックコートと呼ばれるアスファルト乳剤をプライムコートと同様の手順(図3、4)で散布します。なお、表層にボラスアスファルト混合物(入門講座 アスファルト基礎知識 基の6参照)を舗設するなど、層間の接着力を特に高める必要がある場合にはゴム入りアスファルト乳剤を用います。

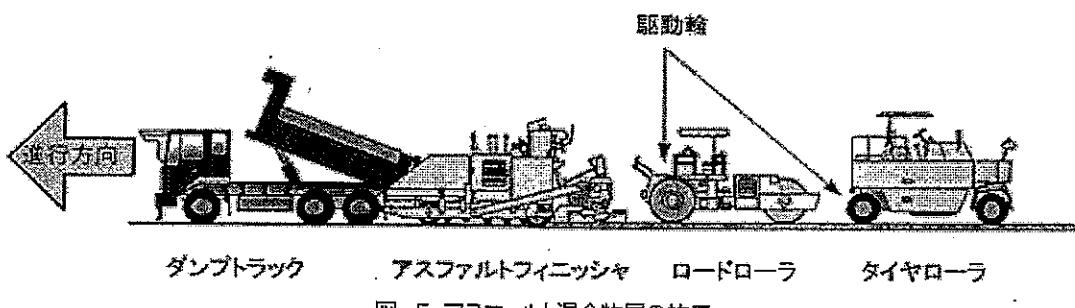


図-5 アスファルト混合物層の施工

アスファルトフィニッシャ

アスファルトフィニッシャは自走式の機械で、大きく分けてアスファルト混合物を貯めるホッパ、原動機および走行装置を有するトラクタ部、アスファルト混合物を敷きならすスクリードから成っています。

ダンプトラックで運搬されたアスファルト混合物を車両前方にあるホッパに貯め、ホッパ底部にあるバーフィーダで後方のスクリード手前まで送り、スクリューで混合物を左右に広げ、スクリードによって敷きならします。この時、スクリードの角度を変化させてアスファルト混合物の敷きならし厚さを調整します。また、スクリードの幅を左右に伸縮させて敷きならし幅(幅員)を調整することができます。



写真-5 アスファルトフィニッシャ

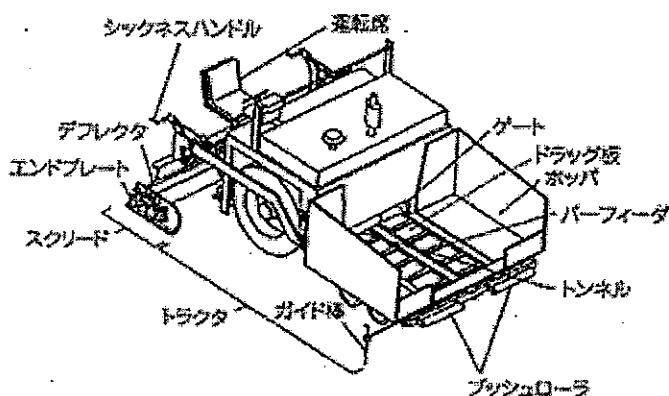


図-6 アスファルトフィニッシャの機構

出典：雑誌「舗装」講座舗装技術者のための建設機械の知識／平成19年4月号 p.40の図3

(2)アスファルト混合物の転圧

敷きならした直後のアスファルト混合物は、まだ“ふわふわ”した不安定な状態になっています。そのため、アスファルト混合物の敷きならし後、一般にロードローラやタイヤローラなどの転圧機械により、所定の密度が得られるまで締固め、所定の形状に平坦に仕上げます。締固め作業は、総合転圧、初期転圧、二次転圧および仕上げ転圧の順で行います。

初期転圧は、アスファルト混合物の温度が110～140°Cの時に写真6のような鉄の車輪を持った10～12tのロードローラで踏み固めて安定させます。一般に、ロードローラの転圧速度は2～3km/hとし、アスファルトフィニッシャ側に駆動輪を向け、勾配の低い方から等速で転圧します。これは、案内輪よりも駆動輪の方が転圧中に混合物を前方に押す傾向が小さく、その動きを最小にとどめることができるからです。また同様に、混合物の側方移動を出来るだけ少なくするために、横断勾配が付いている場合は勾配の低い方を先に転圧します。

次の二次転圧は、ゴムのタイヤを持った8～20tのタイヤローラを用います。タイヤローラによってニーディング(こね返し)作用を与えて、混合物の粗骨材の配列を安定化し、その間隙に細かなアスファルトモルタル分を充填させ、緻密な表面を形成するとともに、層の均一な締固めができます。また、二次転圧に6～10tの振動ローラを用いる場合もあります。

一般に、タイヤローラの転圧速度は6～10km/h、振動ローラは3～6km/hとし、アスファルトフィニッシャ側に駆動輪を向け、勾配の低い方から等速で転圧します。一般に、二次転圧終了時のアスファルト混合物の温度は、70～90°Cです。

仕上げ転圧は、不陸の修正やローラマークを消すために行うものであり、タイヤローラまたはロードローラを用います。

(3)交通開放

転圧終了後、一般的には舗装表面の温度がおおむね50°C以下となってから交通開放します。これは、交通開放直後のわだち掘れなどの舗装の初期変形を抑制するためです。



写真-6 ロードローラ



写真-7 タイヤローラ

18 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

19 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

第 30 爆発及び火災の防止

1 請負者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

2 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。

3 請負者は、建設工事に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

4 請負者は、禁煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

5 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

第 31 跡片付け

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

第 32 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式(工事事故報告書)で指示する期日までに、提出しなければならない。

第 33 環境対策